

南部町持続化給付金

に関するお知らせ



新型コロナウイルス感染症の影響により、経営的な影響を受ける町内事業者で、今後も事業継続のある方の支援を行います。

支援対象者	<p>(1) 南部町内に本社（本拠）を有して事業を行う法人、団体又は個人であり、令和元年分の確定申告等を行っている事業者。 （ただし、2020年に創業したものは確定申告を条件としない）</p> <p>(2) 2020年1月から12月までの期間において、ひと月の売上が前年同月比で15%以上50%未満減少した月があること。</p> <p>(3) ただし、次に掲げる事業者は除くものとする。 ア 銀行、郵便局など公的要素が高い事業者 イ 宗教上の組織若しくは団体 ウ 申請時点において、町税及び料金の滞納があるもの エ 国の「持続化給付金」の対象とならない法人、団体又は個人。</p>
給付上限額	<p>(1) 売上減少率 15%以上30%未満・・・10万円 (2) " 30%以上50%未満・・・20万円 ※前年の総売上（事業収入）－（減少率15%以上50%未満の月の売上×12カ月） ※2019年度以降の創業については、一部計算式が異なります。</p>
申請方法等	<p>交付要綱を町のHPからダウンロードし、必要書類を添えて南部町役場企画政策課（法勝寺庁舎）までご提出ください。</p> <p>【添付書類】</p> <p>(1) 2019年（法人は前事業年度）の確定申告書の控え（創業特例2を除く） ア 個人事業者 （ア）白色申告の方：2019年確定申告第1表の写し、収支内訳書の写し （イ）青色申告の方：2019年確定申告第1表の写し、損益計算書の写し イ 法人、団体の方 2019年確定申告別表1、法人事業概要説明書（表裏）の写し ※e-Taxによる申告の場合は、受信通知の写しも必要となります。（ただし、確定申告書の上部に「電子申告の日時」及び「受付番号」記載があるものは除く）</p> <p>(2) 売り上げ減少となった月の売上台帳の写し (3) 履歴事項全部証明書（法人の場合）、開業届出書又は事業開始申込書等（個人の場合） ※「創業特例1又は2の場合」 (4) 身分証明書の提示（個人事業者のみ）</p>

大国主命よみがえりの地

再活の町

鳥取県・南部町

【申請・問合せ先】

〒683-0351 西伯郡南部町法勝寺377-1
南部町企画政策課
TEL 0859-66-3113
FAX 0859-66-4426
電子メール kikaku@town.nanbu.tottori.jp

よくあるお問い合わせ

Q : 通常の補助金のように申請後に実績報告のようなものは必要ですか？

A : 交付決定と額の確定を同時に行い、速やかに支払いますので不要です。

Q : 前年同月比の減少期間はいつですか？

A : 2020年1月から12月のうち、前年同月比で売上減少が対象となるひと月について、事業者の選択となります。

Q : 2019年の中途に創業した場合、2019年の売上の算定は？

A : 売上金を開業月数で割り戻し、12カ月を乗じて年間売上を見込みます。

Q : 2020年になってから操業した場合、売上の算定は？

A : 1月から3月までの創業が対象となります。上記と同様に開業月数で割り戻して12カ月を乗じて年間売上を見込みます。

Q : 2019年分の確定申告の義務がない場合等、相当の事由により確定申告書が提出できない場合は？

A : 2019年分の町民税の申告書の控えを提出ください。

Q : 給付金を受け取った場合の税務の取り扱いは？

A : 本給付金は所得税の課税対象となります。

Q : 法人について、15日を決算日としている場合は？

A : 月の売上は〇月16日から〇月15日での算定となります。

Q : 不動産収入も対象となりますか？

A : 不動産収入は対象外となります。事業収入のみが対象となります。

Q : 2020年分の対象とする月の売上台帳等について、通帳の添付で良いか？

A : 通帳等の代用はできません。売上台帳を作成してください。

Q : 2020年12月までが対象となってますが、申請書の提出期限は？

A : 2021年1月21日までの提出となっています。

Q : 本給付金を受領後に、売上が50%以上減少した場合は？

A : 国の持続化給付金を申請するとともに、速やかに本町給付金をご返還いただきます。